

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）

（健全化判断比率の公表等）

地方公共団体の長は、毎年度、以下の「健全化判断比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。（第 3 条）

（健全化判断比率）①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率

（公営企業の経営の健全化（資金不足比率の公表等））

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。（第 22 条）

（財政の早期健全化）

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。（第 4 条、第 5 条、第 6 条）

（公営企業の経営の健全化）

地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告して公表しなければならない。（第 23 条、第 24 条）

（財政の再生）

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表し、かつ毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。（第 8 条、第 9 条、第 18 条）

（地方債発行の制限）

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ議会の議決を経て、財政再生計画の同意を総務大臣から同意を得ていないときは、災害復旧費等以外の地方債を発行することができない。（第 11 条）

健全化判断比率等

[実質赤字比率]

標準的地方公共団体に通常収入が見込まれる一般財源の規模(標準財政規模)に対する一般会計等の赤字額の割合を表す指標

[連結実質赤字比率]

標準的地方公共団体に通常収入が見込まれる一般財源の規模(標準財政規模)に対する全会計の赤字額の割合を表す指標

[実質公債費比率]

公営企業や一部事務組合の地方債償還に充てる繰出金・負担金を含めた一般会計等の地方債償還に対する財政負担額と標準財政規模の割合を表す指標

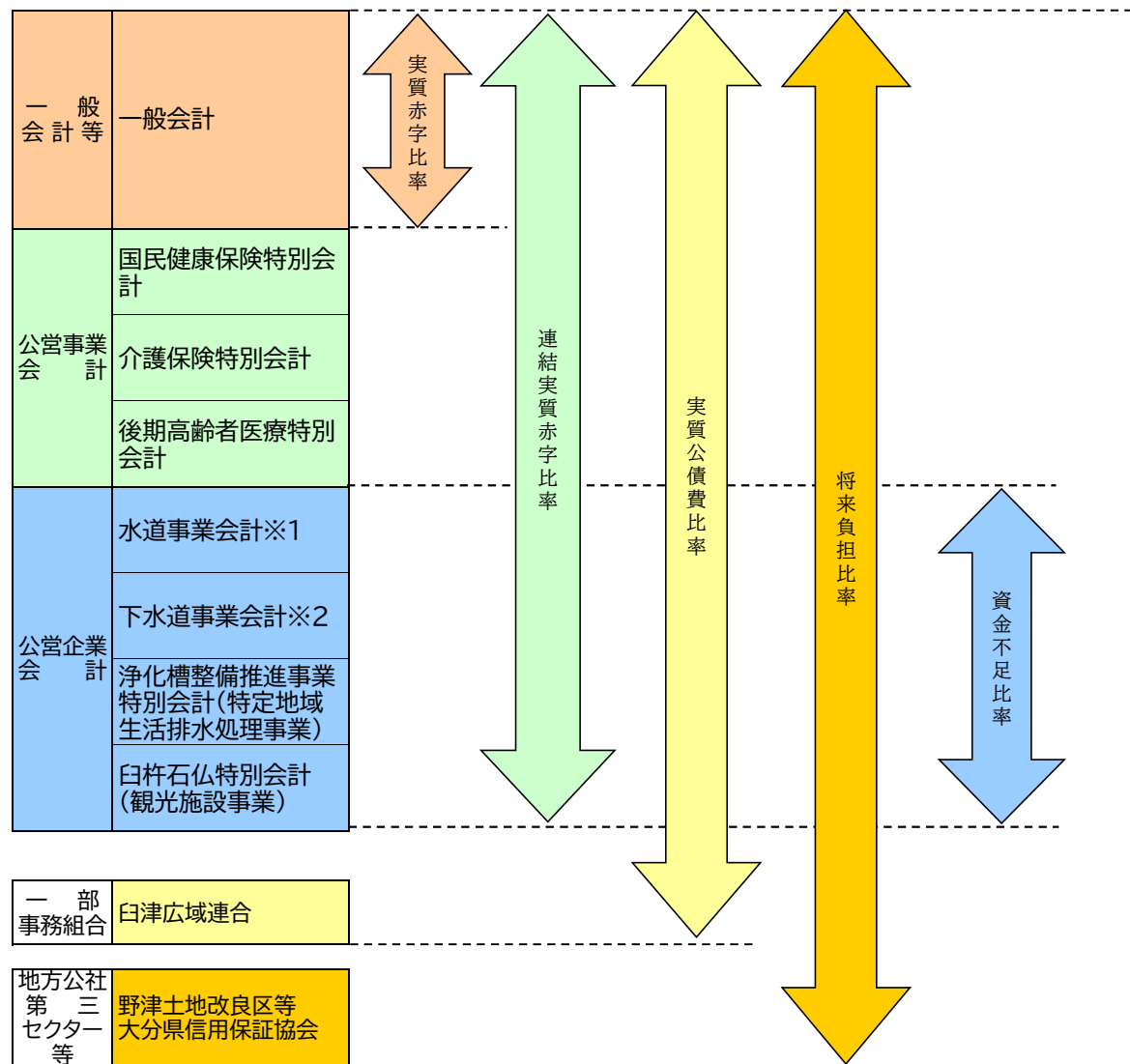
[将来負担比率]

第三セクターや土地開発公社等を含めた一般会計等が将来的に負担すべき負債の標準財政規模に対する割合を表す指標

[資金不足比率]

公営企業の営業活動から生じる収益等(事業規模)に対する資金不足額の割合を示す指標

対象となる会計等



※1. 令和2年度から簡易水道事業特別会計は水道事業会計へ統合

※2. 令和2年度から公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計は地方公営企業法第2条第3項等の規定により財務規定を適用する下水道事業会計へ移行

健全化判断比率等

令和5年度標準財政規模 12,284,344千円

健全段階

早期健全化段階

財政再生段階

指標	臼杵市の令和5年度指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字額なし	財政規模に応じ11.25～15% 臼杵市の場合13.02% ▲1,599,422千円	市町村20% 臼杵市の場合▲2,456,869千円
連結実質赤字比率	赤字額なし	財政規模に応じ16.25～20% 臼杵市の場合18.02% ▲2,213,639千円	市町村30% 臼杵市の場合▲3,685,304千円
実質公債費比率	8.1%	市町村25%	市町村35%
将来負担比率	-	市町村350%	
資金不足比率(公営企業)	赤字額なし	20%	

監査委員の審査

財政健全化計画策定

財政再生計画策定

※財政再生段階では
財政再生計画について
県知事と協議し同意
を得なければ起債
を発行できない。

議会へ報告

公表・県知事へ報告

個別外部監査の義務付け

議会の議決

公表・県知事へ報告

(健全化計画の実施状況)
毎年度9月30日までに議会へ報告

県知事の勧告

議会の議決

公表・総務大臣へ報告

総務大臣の勧告

議会の議決

総務大臣との協議

総務大臣の同意

起債の許可※

起債の許可手続